

28消第1057号  
平成29年3月31日

愛媛県高圧ガス保安協会会長様

愛媛県県民環境部防災局  
消防防災安全課長

容器保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正について

平成29年3月22日付け20170310商局第7号で経済産業省大臣官房商務流通保安審議官から通知のあったことについて、貴協会会員に対して周知いただきますようよろしくお願いします。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	主任 越智 貴亮
連絡先	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119 E-mail ochi-takaaki@pref.ehime.lg.jp

經濟産業省

20170310商局第7号

平成29年3月22日

愛媛県知事殿

經濟產業省大臣官房商務流通保安審議官



## 容器保安規則の機能性基準の運用について等の一部改正について

上記の件について、容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409商局第4号）、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20140625商局第1号）及び認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）（20150924商局第1号）の一部を別紙のとおり改正したので通知します。



# 経済産業省

20170310商局第7号

容器保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成29年3月22日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官



## 容器保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程

容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409商局第4号）、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20140625商局第1号）及び認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）（20150924商局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

### 附 則

この規程のうち、容器保安規則の機能性基準の運用について（20130409商局第4号）の一部を改正する規定は平成29年3月22日から、高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）（20140625商局第1号）及び認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）（20150924商局第1号）の一部を改定する規定は平成29年4月1日から施行する。

- 容器保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規程  
.....1
- 容器保安規則の機能性基準の運用について.....1
- 高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）.....4
- 認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）.....9

（改正部分は、新旧対照表に係る一部改正について）傍線部分の機能性基準規則の適用について

財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 (J A R I S 0 0 1 (2004))」注	第3条第1項第1号に規定するV H 3容器のライに限る。このボスの耐圧部分は、また、耐圧部材の引張試験又はV H 4容器鋼證明書にあつては規格材料の引張りが7 5%以上である。V H 4容器鋼證明書にあつては規格材料の引張りが7 5%以上である。
日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車燃料装置用容器の技術基準 (J G A 指—N G V 0 7—0 5)」注	第3条第1項第1号に規定するV H 3容器のライに限る。このボスの耐圧部分は、また、耐圧部材の引張試験又はV H 4容器鋼證明書にあつては規格材料の引張りが7 5%以上である。
社団法人日本ガス協会基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準 (J G A 指—N G V 0 7—0 5)」注	第3条第1項第1号に規定するV H 3容器のライに限る。このボスの耐圧部分は、また、耐圧部材の引張試験又はV H 4容器鋼證明書にあつては規格材料の引張りが7 5%以上である。

財団法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車燃料装置用容器の技術基準 (J A R I S 0 0 1 (2004))」注	第3条第1項第1号に規定するV H 3容器のライに限る。このボスの耐圧部分は、また、耐圧部材の引張試験又はV H 4容器鋼證明書にあつては規格材料の引張りが7 5%以上である。
日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車燃料装置用容器の技術基準 (J G A 指—N G V 0 7—0 5)」注	第3条第1項第1号に規定するV H 3容器のライに限る。このボスの耐圧部分は、また、耐圧部材の引張試験又はV H 4容器鋼證明書にあつては規格材料の引張りが7 5%以上である。
社団法人日本ガス協会基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準 (J G A 指—N G V 0 7—0 5)」注	第3条第1項第1号に規定するV H 3容器のライに限る。このボスの耐圧部分は、また、耐圧部材の引張試験又はV H 4容器鋼證明書にあつては規格材料の引張りが7 5%以上である。
一般財団法人石油エネルギー技術センター基準「圧縮水素運送自動車用容器の技術基準 (J P E C—S 0 0 0 5) (2013)」注	第3条第1項第1号に規定するV H 3容器のライに限る。このボスの耐圧部分は、また、耐圧部材の引張試験又はV H 4容器鋼證明書にあつては規格材料の引張りが7 5%以上である。

2	別表第1 第5 4項、及び第 1項に あるもの	別添1 0 「附屬品の技術基準の解釈」 別添1 2 「国際圧縮水素自動車燃料装置用附屬品 の技術基準の解釈」 財團法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車 燃料装置用附屬品の技術基準( J A R I S 0 0 2 (2 0 0 4))」 注 第3条第4項第1号に規定する材料は、ス チルレス鋼における引張試験又は材 料証明書における絞りが75%以上であるものに限 る。日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用附 屬品の技術基準第4項第1号に規定する材料は、ス チルレス鋼における引張試験又は材 料証明書における絞りが75%以上であるものに限 る。(新設)	別添1 0 「附屬品の技術基準の解釈」 別添1 2 「国際圧縮水素自動車燃料装置用附屬品 の技術基準の解釈」 財團法人日本自動車研究所基準「圧縮水素自動車 燃料装置用附屬品の技術基準( J A R I S 0 0 2 (2 0 0 4))」 注 第3条第4項第1号に規定する材料は、ス チルレス鋼における引張試験又は材 料証明書における絞りが75%以上であるものに限 る。日本産業ガス協会基準「圧縮水素運送自動車用附 屬品の技術基準第4項第1号に規定する材料は、ス チルレス鋼における引張試験又は材 料証明書における絞りが75%以上であるものに限 る。(新設)	
3	(略)	3 (略) 4 (略)	(略)	備考 (略)
4	(略)	3 (略) 4 (略)	(略)	別添1～別添1 2 (略)

高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前																																																																												
<p><b>高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日</td><td>高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日</td><td>改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日</td></tr> <tr> <td>平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日</td><td>平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日</td></tr> <tr> <td>平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日</td><td>平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日</td></tr> <tr> <td>平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日</td><td>平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日</td><td>平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日</td></tr> <tr> <td>改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日</td><td>改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日</td></tr> <tr> <td>平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日</td><td>平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日</td></tr> <tr> <td>平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日</td><td>平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日</td></tr> <tr> <td>廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日</td><td>廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日</td></tr> <tr> <td>改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日</td><td>改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日</td></tr> <tr> <td>20140903商局第6号 平成26年 9月17日</td><td>20140903商局第6号 平成26年 9月17日</td></tr> <tr> <td>20141114商局第3号 平成26年 11月20日</td><td>20141114商局第3号 平成26年 11月20日</td></tr> <tr> <td>20141217商局第5号 平成26年 12月22日</td><td>20141217商局第5号 平成26年 12月22日</td></tr> <tr> <td>20160216商局第2号 平成28年 2月26日</td><td>20160216商局第2号 平成28年 2月26日</td></tr> <tr> <td>20160613商局第3号 平成28年 6月30日</td><td>20160613商局第3号 平成28年 6月30日</td></tr> <tr> <td>20161025商局第1号 平成28年 11月 1日</td><td>20161025商局第1号 平成28年 11月 1日</td></tr> <tr> <td><u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u></td><td><u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 高圧ガス保安法及び高压ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法關係</p> <p>1. 高圧ガス保安法關係</p> <p><b>第5条 關係（製造の許可等）</b></p> <p>(1) 法第5条第1項第1号の設備の処理容積の算定は、設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものでなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力によるものとする。</p> <p>なお、具体的な高压ガス処理能力の算出については以下のとおり処理されたい（平成9年4月1日以降の許可等のものにのみ適用する）。</p> <p>① 事業所に係る高压ガスの処理能力は、各々の高压ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算（冷凍事業所を除く。）するものとする。</p> <p>ただし、事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100立方メートル（高压ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第3条表第1号上欄に掲げるガスにあっては300立方メートル）未満である製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する塗装及び空気</p>	高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）		制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日	高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日	改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日	改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日	平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日	平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日	平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日	平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日	平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日	平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日	平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日	平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日	改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日	改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日	平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日	平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日	平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日	平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日	廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日	廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日	改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日	改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日	20140903商局第6号 平成26年 9月17日	20140903商局第6号 平成26年 9月17日	20141114商局第3号 平成26年 11月20日	20141114商局第3号 平成26年 11月20日	20141217商局第5号 平成26年 12月22日	20141217商局第5号 平成26年 12月22日	20160216商局第2号 平成28年 2月26日	20160216商局第2号 平成28年 2月26日	20160613商局第3号 平成28年 6月30日	20160613商局第3号 平成28年 6月30日	20161025商局第1号 平成28年 11月 1日	20161025商局第1号 平成28年 11月 1日	<u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u>	<u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u>	<p><b>高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日</td><td>高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日</td><td>改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日</td></tr> <tr> <td>平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日</td><td>平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日</td></tr> <tr> <td>平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日</td><td>平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日</td></tr> <tr> <td>平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日</td><td>平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日</td></tr> <tr> <td>平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日</td><td>平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日</td></tr> <tr> <td>改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日</td><td>改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日</td></tr> <tr> <td>平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日</td><td>平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日</td></tr> <tr> <td>平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日</td><td>平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日</td></tr> <tr> <td>廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日</td><td>廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日</td></tr> <tr> <td>改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日</td><td>改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日</td></tr> <tr> <td>20140903商局第6号 平成26年 9月17日</td><td>20140903商局第6号 平成26年 9月17日</td></tr> <tr> <td>20141114商局第3号 平成26年 11月20日</td><td>20141114商局第3号 平成26年 11月20日</td></tr> <tr> <td>20141217商局第5号 平成26年 12月22日</td><td>20141217商局第5号 平成26年 12月22日</td></tr> <tr> <td>20160216商局第2号 平成28年 2月26日</td><td>20160216商局第2号 平成28年 2月26日</td></tr> <tr> <td>20160613商局第3号 平成28年 6月30日</td><td>20160613商局第3号 平成28年 6月30日</td></tr> <tr> <td>20161025商局第1号 平成28年 11月 1日</td><td>20161025商局第1号 平成28年 11月 1日</td></tr> <tr> <td><u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u></td><td><u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u></td></tr> </tbody> </table> <p>(1) 高圧ガス保安法及び高压ガス保安法施行令の運用及び解釈について</p> <p>I. 高圧ガス保安法關係</p> <p>1. 高圧ガス保安法關係</p> <p><b>第5条 關係（製造の許可等）</b></p> <p>(1) 法第5条第1項第1号の設備の処理容積の算定は、設備の公称能力、設計能力等名目的な能力によるものでなく、電力事情、原料事情、企業操業状況、その他設備の外的条件による制約とは無関係に設備自体の実際に稼働しうる1日（24時間）の能力によるものとする。</p> <p>なお、具体的な高压ガス処理能力の算出については以下のとおり処理されたい（平成9年4月1日以降の許可等のものにのみ適用する）。</p> <p>① 事業所に係る高压ガスの処理能力は、各々の高压ガス設備に係る各々の処理設備の処理能力を合算（冷凍事業所を除く。）するものとする。</p> <p>ただし、事業所内の一つの製造施設について、その製造設備の処理能力が100立方メートル（高压ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第3条表第1号上欄に掲げるガスにあっては300立方メートル）未満である製造施設であって、他の製造施設とガス設備で接続されていないもの（用役の用に供する塗装及び空気</p>	高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）		制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日	高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日	改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日	改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日	平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日	平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日	平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日	平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日	平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日	平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日	平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日	平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日	改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日	改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日	平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日	平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日	平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日	平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日	廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日	廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日	改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日	改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日	20140903商局第6号 平成26年 9月17日	20140903商局第6号 平成26年 9月17日	20141114商局第3号 平成26年 11月20日	20141114商局第3号 平成26年 11月20日	20141217商局第5号 平成26年 12月22日	20141217商局第5号 平成26年 12月22日	20160216商局第2号 平成28年 2月26日	20160216商局第2号 平成28年 2月26日	20160613商局第3号 平成28年 6月30日	20160613商局第3号 平成28年 6月30日	20161025商局第1号 平成28年 11月 1日	20161025商局第1号 平成28年 11月 1日	<u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u>	<u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u>
高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）																																																																													
制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日	高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日																																																																												
改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日	改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日																																																																												
平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日	平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日																																																																												
平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日	平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日																																																																												
平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日	平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日																																																																												
平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日	平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日																																																																												
改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日	改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日																																																																												
平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日	平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日																																																																												
平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日	平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日																																																																												
廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日	廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日																																																																												
改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日	改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日																																																																												
20140903商局第6号 平成26年 9月17日	20140903商局第6号 平成26年 9月17日																																																																												
20141114商局第3号 平成26年 11月20日	20141114商局第3号 平成26年 11月20日																																																																												
20141217商局第5号 平成26年 12月22日	20141217商局第5号 平成26年 12月22日																																																																												
20160216商局第2号 平成28年 2月26日	20160216商局第2号 平成28年 2月26日																																																																												
20160613商局第3号 平成28年 6月30日	20160613商局第3号 平成28年 6月30日																																																																												
20161025商局第1号 平成28年 11月 1日	20161025商局第1号 平成28年 11月 1日																																																																												
<u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u>	<u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u>																																																																												
高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）																																																																													
制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日	高压ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規） 制定 平成09・03・31立局第18号 平成 9年 4月 1日																																																																												
改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日	改正 平成09・09・29立局第2号 平成 9年 9月30日																																																																												
平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日	平成10・03・26立局第7号 平成10年 3月31日																																																																												
平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日	平成11・09・28立局第4号 平成11年 9月30日																																																																												
平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日	平成12・03・31立局第59号 平成12年 4月 1日																																																																												
平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日	平成12・09・20立局第2号 平成12年 12月22日																																																																												
改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日	改正 平成19・06・18原院第2号 平成19年 7月 1日																																																																												
平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日	平成23・01・15原院第1号 平成23年 1月17日																																																																												
平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日	平成23・06・28原院第4号 平成23年 7月 4日																																																																												
廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日	廃止・制定 20140625商局第1号 平成26年 7月14日																																																																												
改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日	改正 20140707商局第2号 平成26年 7月18日																																																																												
20140903商局第6号 平成26年 9月17日	20140903商局第6号 平成26年 9月17日																																																																												
20141114商局第3号 平成26年 11月20日	20141114商局第3号 平成26年 11月20日																																																																												
20141217商局第5号 平成26年 12月22日	20141217商局第5号 平成26年 12月22日																																																																												
20160216商局第2号 平成28年 2月26日	20160216商局第2号 平成28年 2月26日																																																																												
20160613商局第3号 平成28年 6月30日	20160613商局第3号 平成28年 6月30日																																																																												
20161025商局第1号 平成28年 11月 1日	20161025商局第1号 平成28年 11月 1日																																																																												
<u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u>	<u>20170310商局第7号 平成29年 3月22日</u>																																																																												

に供する空氣及び空氣のものが通り、かつ、緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されているもの（高圧ガス保安法施行令第十九条ただし書に規定する機能に支障を及ぼさないもの）で、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼさないものにあっては処理能力を合算しないものとする。

なお、製造施設の処理能力を合算しない場合、当該製造施設は法第5条第2項の適用を受けるものとする。既に許可を受けた施設であって、製造施設の処理を合算しない場合に届け出る場合には、当該届出にあたり、許可の際に添付した図面等を省略することができる。

（2）一般高压ガス保安規則の運用及び解釈について

第13条関係（略）

（2）一般高压ガス保安規則の運用及び解釈について

第14条関係 製造施設等変更許可申請は、施設等の変更について技術上の基準に關係のある部分を変更しようとする場合に限定されることが当然であるが、例えばアセチレンガスのプラントのある事業所にさらに空素ガスの充てん設備を増設する場合には法第5条の許可ではなく法第14条の変更許可が必要であり、また、いわゆる「付属冷凍」に係る冷凍設備は、冷凍保安規則の適用を受けないので、アセチレンガスのプラントのある事業所にこれを設置する場合も同様に解釈する。

（削除）

① 「認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設」とは、認定完成検査実施者認定証（様式第45）の「認定する特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備」の欄に記載された施設をいう。

（削除）

① 「認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行いうことができる製造施設」とは、認定完成検査実施者認定証（様式第45）の「認定する特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備」の欄に記載された施設をいう。

（2）一般高压ガス保安規則の運用及び解釈について

第13条関係（略）

（新規）

第15条関係 第1項第1号関係 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高压ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHK S 0803（2014）可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

第1項第6号関係

① 「認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設」とは、認定完成検査実施者認定証（様式第45）の「認定する特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備」の欄に記載された施設をいう。

② 「処理設備の処理能力、性能並びに法第八条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に記載された施設をいう。

③ 「「管台」とは、ノズルをいう。

④ 「当該特定設備の銅板又は鍍板に直接接続されていないものに限る。」とは、当該特定設備の銅板又は鍍板にカップリング又はボスを介して接続されているものをいう。

（略）

⑤ 「接続の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）」とは、①取替えの工事の溶接方

法がすみ肉溶接であること、②その溶接の条件が特定期間検査規則第29条ただし書に規定される応力除去が必要でない場合であること、③溶接する母材の種類は告示で定める要件に適合することの3つの条件が全て揃っていることをいう。

なお、第6号においては、「その他設備に関する事項の変更がないものに限る」より、管台を取り替える前後で管台の溶接方法及び母材の種類が変わらないことも条件となっている。

図 (略)

(削除)

#### 第82条関係

(1) 第2項箇3号中、「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の適用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の適用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(2) (略)

#### (3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第16条関係

(削除)

② 「管台」とは、ノズルをいう。

③ 「当該特定設備の銅板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。」とは、当該特定設備の銅板

接方法がすみ肉溶接であることと、②その溶接の条件が特定期間検査規則第29条ただし書に規定される応力除去が必要でない場合であること、③溶接する母材の種類は告示で定める要件に適合することの3つの条件が全て揃っていることをいう。

なお、第6号においては、「その他の設備に関する事項の変更がないものに限る」により、管台を取り替える前後で管台の溶接方法及び母材の種類が変わらないことも条件となっている。

図 (略)

第14条関係 製造施設等変更許可申請は、施設等の変更について技術上の基準に關係のある部分を変更しようとする場合に限定されることは当然であるが、例えばアセチレンガスのプラントのある事業所にさらに營業ガスの充てん設備を増設する場合には法第5条の許可ではなく法第14条の変更許可が必要であり、また、いわゆる「付属冷凍」に係る冷凍設備は、冷凍保安規則の適用を受けないので、アセチレンガスのプラントのある事業所にこれを設置する場合も同様に解する。

#### 第82条関係

(1) 第2項箇2号中、「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示(平成十七年三月三十日経済産業省告示第十四号。以下「保安検査告示」という。)で定める検査方法の適用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の適用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(2) (略)

#### (3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第1項第1号関係 「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高压ガス保安協会又は指定特定設備機関が行う、KHK-S0803(2009)可とう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可とう管をいう。

#### 第1項第6号関係

① 「認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設」とは、認定完成検査実施者認定証(様式第44)の「認定する特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備」の欄に記載された施設をいう。

② 「処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に係る事項その他の設備に関する事項の変更がないものに限る。」とは、取り替えられる設備の製造許可申請書(変更の工事の許可を受けている部分にあっては、直近の変更工事許可申請書)の添付書類の記載事項のうち、第3条第2項各号に掲げるものを除く。の変更がないものをいう。

③ ①の「管台」とは、ノズルをいう。

④ ①「当該特定設備の銅板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。」とは、当該特定設備の銅板

又は鏡板にカップリング又はボスを介して接続されているものをいう。

図 (略)

- ④ 「溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）」とは、①取替えの工事の溶接方法がすみ肉溶接であること、②その溶接の条件が特定設備検査規則第2.9条ただし書に規定される場合であること、③溶接する母材の種類は告示で定める要件に適合する応力除去が必要でない場合であること、④溶接する母材の種類は告示で定める要件に適合する応力除去が全て揃っていることをいう。

なお、第6号においては、「その他設備に関する事項の変更がないものに限る」より、管台を取り替える前後で管台の溶接方法及び母材の種類が変わらないことを条件となっている。

図 (略)

#### 第80条関係

- (1) 第2項基準号中、「第9.7条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八四号。以下「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第9.7条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(2) (略)

#### (4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

##### 第14条関係

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

- ① 「認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設」とは、認定完成検査実施者認定証（様式第2.4）の「認定する特定変更工事を行う製造施設」の欄に記載された施設をいう。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

- ② 「管台」とは、ノズルをいう。  
③ 「当該特定設備の鏡板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。」とは、当該特定設備の鏡板又は鏡板にカップリング又はボスを介して接続されているものをいう。

図 (略)

の鏡板又は鏡板にカップリング又はボスを介して接続されているものをいう。

図 (略)

- ⑤ 「溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）」とは、①取替えの工事の溶接方法がすみ肉溶接であること、②その溶接の条件が特定設備検査規則第2.9条ただし書に規定される応力除去が必要でない場合であること、③溶接する母材の種類は告示で定める要件に適合する応力除去が全て揃っていることをいう。

なお、第6号により、管台を取り替える前後で管台の溶接方法及び母材の種類が変わらないことを条件となっている。

図 (略)

#### 第80条関係

- (1) 第2項基準号中、「第9.7条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八四号。以下「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第9.7条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(2) (略)

#### (4) コンビナート等保安規則の運用及び解釈について

##### 第14条関係

- 第1項第1号関係  
「保安上特段の支障がないものとして認められたもの」とは、高压ガス保安協会又は指定特定設備検査機関が行う、KHK S 0803 (2009) 可どう管に関する検査基準に基づく検査に合格した可どう管をいう。

##### 第1項第6号関係

- ① 「認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設」とは、認定完成検査実施者認定証（様式第2.4）の「認定する特定変更工事を行う製造施設」の欄に記載された施設をいう。
- ② 「処理設備の処理能力、性能並びに法第8条第一号で定める技術上の基準及び同条第二号で定める技術上の基準に開する事項その他の設備に関する事項の変更がないものに限る。」とは、取り替える設備の製造許可申請書（変更の工事の許可を受けている部分については、直近の変更工事許可申請書）の添付書類の記載事項のうち、第3条第2項各号に掲げる事項（第5号に掲げるものを除く。）の変更がないものをいう。

- ③ イの「管台」とは、ノズルをいう。  
④ イの「当該特定設備の鏡板又は鏡板に直接溶接されていないものに限る。」とは、当該特定設備の鏡板又は鏡板にカップリング又はボスを介して接続されているものをいう。

図 (略)

④ 「溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）」とは、①取替えの工事の溶接方法がすみ肉溶接であること、②その溶接の条件が特定設備検査規則第2.9条ただし書に規定される応力除去が必要でない場合であること、③溶接する母材の種類は告示で定める要件に適合するこの3つの条件が全て揃っていることをいう。

なお、第6号においては、「その他設備及び母材の種類が変わらないことも条件となっている。

図  
（略）

#### 第3.7条関係

（1） 第2項第3号中、「第5.4条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第5.4条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

（2）  
（略）

#### （5）冷凍保安規則の運用及び解釈について

#### 第4.3条関係

（1） 第2項第2号中、「第6.9条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第6.9条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

（2）  
（略）

⑤ 「溶接の方法がすみ肉溶接であり、かつ、溶接に用いられる母材が告示で定める要件を満たすもの（特定設備検査規則第二十九条ただし書に該当する場合に限る。）」とは、①取替えの工事の溶接方法がすみ肉溶接であること、②その溶接の条件が特定設備検査規則第2.9条ただし書に規定される応力除去が必要でない場合であること、③溶接する母材の種類は告示で定める要件に適合することの3つの条件が全て揃っていることをいう。

なお、第6号により、管台を取り替える前後で管台の溶接方法及び母材の種類が変わらないことも条件となっている。

図  
（略）

#### 第3.7条関係

（1） 第2項第2号中、「第5.4条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第9.7条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

（2）  
（略）

#### （5）冷凍保安規則の運用及び解釈について

#### 第4.3条関係

（1） 第2項第2号中、「第6.9条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成十七年三月三十日経済産業省告示第八十四号。以下「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第9.7条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

（2）  
（略）

認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）の一部を改正する規程 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）	認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について（内規）
制定 2015年9月24日 商局第1号 平成27年10月 5日 2017年3月22日	制定 2015年9月24日 商局第1号 平成27年10月 5日 2015年3月22日	制定 2015年9月24日 商局第1号 平成27年10月 5日

9. その他
- (1) 申請書の作成方法
    - ①～③ (略)
    - ④ 告示第1.5条第5項の「冷凍保安規則第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則第六条第一項第十七号又はコンビナート等保安規則第五条第一項第二十四号の経済産業大臣が定める耐震設計の基準を踏まえ、適切な対策を実施していること」とは、既存の高圧ガス設備の耐震性向上対策について（平成26年5月21日付け20140519商局第1号）等の通知文書の対象となる既存の設備等について、当該通知文書に従い適切に対策を実施していることをいう。
    - ⑤ (略)
    - ⑥ (略)
    - ⑦ (略)
  - (2) その他
  - (3) (略)
  - (4) (略)
  - (5) (略)
  - (6) (略)
  - (7) (略)